

2016年度 紛争·訴訟専門委員会 成果報告

『知財判例研究』



2017年3月9日 中国IPG 紛争·訴訟専門委員会 川上仙智(兄弟(中国)商業有限公司)

0. 委員会メンバー



※委員会登録企業:合計33社

ソニー(中国)有限公司	松下電器研究開発(蘇州)有限公司
パナソニックR&D(中国)	東洋紡新鋭(上海)貿易有限公司
コニカミノルタ(中国)投資有限公司	鐘化企業管理(上海)有限公司
日立(中国)有限公司	西村あさひ法律事務所 上海事務所
森•濱田松本法律事務所	村田(中国)投資有限公司
パナソニックエコソリューションズチャイナー	オムロン(中国)有限公司上海分公司
旭硝子(中国)投資有限公司	電装(中国)投資有限公司 上海技術中心
太陽ホールディングス株式会社	旭化成(中国)投資有限公司
本田技研工業(中国)投資有限公司	アルプス・中国有限公司
富士通(中国)有限公司	三菱麗陽(上海)管理有限公司
富士ゼロックス(中国)有限公司	IP FORWARD法律特許事務所
日立化成(中国)投資有限公司 北京分公司	啓源国際特許商標事務所
パイオニア	安川電機(中国)有限公司
尼康映像儀器銷售(中国)有限公司	貝親管理(上海)有限公司
威可楷(中国)投資有限公司	三菱重工業(中国)有限公司
矢崎(中国)投資有限公司	恩梯恩(中国)投資有限公司(8月より参加)
夏普(中国)投資有限公司(10月まで参加)	兄弟(中国)商業有限公司

1. 現状認識と課題



知的財産に関わる訴訟戦略を立てるために、裁判所の 判断基準を把握することは非常に有用である。

・しかしながら、毎年多数の訴訟判決が出される中で、個社で裁判所の最新の判断基準の傾向を把握するのは容易なことではない。

2. 調査目的



・メンバー各社の力を結集して、知的財産に関わる重要判例を研究し、現時点における裁判所の判断基準の傾向等を把握し、メンバー各社における知的財産に関わる訴訟戦略立案の参考とする。



以下の(1)(2)の切り口から参加企業を募り、研究を実施した。

(1)最新重要判例の網羅的研究

(2)参加企業のニーズに基づく特定のテーマに絞った判例等の深掘り研究



(1)最新重要判例の網羅的研究

※研究を行った企業:22社

参加企業名					
三菱麗陽(上海)管理有限公司	電装(中国)投資有限公司 上海技術中心				
ソニー(中国)有限公司	旭化成(中国)投資有限公司				
パナソニックR&D(中国)	太陽ホールディングス株式会社				
パイオニア	アルプス・中国有限公司				
尼康映像儀器銷售(中国)有限公司	IP FORWARD法律特許事務所				
西村あさひ法律事務所 上海事務所	本田技研工業(中国)投資有限公司				
矢崎(中国)投資有限公司	威可楷(中国)投資有限公司				
パナソニックES	日立(中国)有限公司				
啓源国際特許商標事務所	安川電機(中国)有限公司				
夏普(中国)投資有限公司	三菱重工業(中国)有限公司				
コニカミノルタ(中国)投資有限公司	兄弟(中国)商業有限公司				
旭硝子(中国)投資有限公司					

6



(1)最新重要判例の網羅的研究

以下の①~④の判例リストの中から、各社の実務に関わりそうな分野の判例の絞り込みを行い、 その上で、毎月(9カ月間)担当企業(毎月2~3社)を決めて発表・討論を実施した。

- ①2015年度10大知的財産案件
- ②2015年度50の典型的知的財産案件
- ③2015年度知的財産案件年度報告摘要
- ④各地方(北京等)で公表された2015年度10大判例 等



(2)参加企業の二一ズに基づく特定のテーマに 絞った判例等の深掘り研究

※研究を行った企業:20社

研究テーマ	参加企業名
侵害訴訟と特許無効との関係	●富士ゼロックス(中国)有限公司、富士通(中国)有限公司、 三菱重工業(中国)有限公司、太陽ホールディングス株式会社、 森・濱田松本法律事務所、等(計7社)
最近の実用新案による権利行 使の判例研究	●三菱麗陽(上海)管理有限公司、アルプス·中国有限公司、 村田(中国)投資有限公司 (計3社)
無効審判審決取り消し訴訟で 勝訴した事例の研究	●松下電器研究開発(蘇州)有限公司、日立化成(中国)投資有限公司 北京 分公司、太陽ホールディングス株式会社、 村田(中国)投資有限公司、兄弟(中国)商業有限公司(計5社)
証拠に関する判例研究	●電装(中国)投資有限公司 上海技術中心、安川電機(中国)有限公司、矢崎(中国)投資有限公司、アルプス・中国有限公司、村田(中国)投資有限公司、IP FORWARD法律特許事務所 (計6社)
化学に関する判例研究	●三菱麗陽(上海)管理有限公司、●鐘化企業管理(上海)有限公司、日立化成(中国)投資有限公司 北京分公司、太陽ホールディングス株式会社、旭化成(中国)投資有限公司、東洋紡新鋭(上海)貿易有限公司、富士ゼロックス中国、、啓源国際特許商標事務所、旭硝子(中国)投資有限公司(計9社)

※●はテーマリーダー(化学は、12月まで三菱レイヨン社、1月よりカネカ社)



(2)参加企業の二一ズに基づく特定のテーマに 絞った判例等の深掘り研究

テーマごとに活動方法を決め、個別に研究を実施した。

例:研究判例の絞り込み

判例の研究

法律事務所へのヒアリング等

※テーマごとの活動方法の概要については 末尾添付の「【研究成果】特定テーマ研究概要」を参照

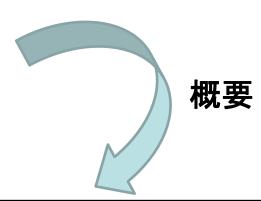
4. 研究に基づく成果



(1)最新重要判例の網羅的研究

※研究判例数:合計24件

	対象判例一覧名称
1	2015年10大知的財産案件
2	2015年50の典型的知的財産案件
3	2015年知的財産案件年度報告摘要
4	各地方(北京等)の2015年度10大判例等



分野	研究判例の争点・トピック等の例					
専利	先使用権抗弁、「積み木」意匠、抵触出願の抗弁、化学の特許侵害、献納原則等					
商標等	OEMに対する商標侵害、二重ライセンス紛争、パッケージ商標侵害 等					

※詳細については、

末尾添付の「【研究成果】研究済み判例一覧表」を参照

4. 研究に基づく成果



(2)参加企業のニーズに基づく特定のテーマに 絞った判例等の深掘り研究

研究テーマ	成果概要
侵害訴訟と特許無効との関係	意見交換を通じて理解した弁護士の実務と思考を、原告・被告の立場で、侵害訴訟と無効審判の流れに沿って整理
最近の実用新案による権利行 使の判例研究	研究した判例ごとに、判例の要旨、主要な論点をまとめた報告書の 作成
無効審判審決取り消し訴訟で 勝訴した事例の研究	・研究した判例ごとに、判例の要旨、主要な論点をまとめた報告書の作成
証拠に関する判例研究	・法律事務所へのヒアリング結果を含む活動全般のまとめ報告書の 作成
化学に関する判例研究	・法律事務所へのヒアリング結果を含む活動全般のまとめ報告書の 作成

※詳細については、

末尾添付の「【研究成果】特定テーマ研究概要」を参照

5. 実務への提言



- ①最新判例研究においては、研究できた判例の範囲内ではあるが各分野(特許権、商標権等)における最新の判例の動向を確認することができた。
 - ⇒ 詳細は末尾添付の「【研究成果】研究済み判例一覧表」参照
- ②テーマごとに実施した研究においては、法律事務所へのヒアリング等を通じて、訴訟実務に関わる知見を得ることができた。
- ⇒ 詳細は末尾添付の「【研究成果】特定テーマ研究概要」および 後日指定されたウェブサイト上で公表予定のテーマ毎の報告書参照

6. 積み残された課題



・最新判例研究、特定テーマ別研究の両方において、現時点での判例等の状況を把握することができたが、様々な要因で変化することも十分想定されることから、今後も継続的に研究を続けていくことが重要であると考える。

【研究成果】最新重要判例研究



【研究成果】 研究済み判例一覧表

※各判例の詳細についてご興味がある場合は、個別にご連絡ください。

【研究成果】研究済み判例一覧表 1/12



判決 掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2015年50 の典型的 知的財産 案件 No.42	不正競争	広州軽工工貿 集団有限公司 市虎頭市 市原領 市場で 市場で 市場で で で で で で で で で で で で で で で	(2014)粤高法三 終字第100号	兄弟(中国)商 業有限公司	・国外向け商品であっても、中国内で実施した一定の行為(例:展示会への出店)に基づき、中国内での知名性が判断されうる。 ・特有の包装装飾を有する知名商品であることを前提とした場合、商標の出所に対する誤認混同が生ずると認定されうる可能性大
2015年知 的財産案 件年度報 告摘要件 No. 2 9	不正競争	億帆金富薬業 株式有限公司 VS新発薬業 有限公司等の 営業秘密侵害 紛争案件再審	(2015)民申字第 2035号	三菱麗陽(上海) 管理有限公司	〈要旨部分〉 ・権利者が営業秘密の内容と範囲を明確化・固定化することは、合法か否か・営業秘密事件の審理において、権利者がその営業秘密の内容と範囲を明確化・固定化することを認めなければならない。人民法院がこれに基づいて行った審理と裁判は、当事者の手続上の権利に影響を及ぼさない限り、訴訟請求の範囲を超えない。 〈主要な争点〉 ・一審の途中で、営業秘密保護の内容・範囲を変更したが、訴訟請求の内容は変更していない場合、訴訟請求の効力は有るか

【研究成果】研究済み判例一覧表 2/12



判決 掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2015年 北京法院 10大革新 的 No.3	意匠	北京楽智林教 育科技有限公司vs北京七色 花教育科技竞 展有限公司意 匠特許権侵害 紛争上訴事件	(2015)高民(知) 終字第3072号	ソニー (中国) 有 限公司	意匠特許権の保護範囲は、図面又は写真に示された その製品の意匠を基準とする。組立てる方法が一つしかない製品に関する意匠特許権に関し、訴訟された侵害設計が当該組立てた状態で全体的の設計と同様または近似する場合、訴訟された侵害設計が意匠特許権の保護範囲に落ちたと認定すべき。組立てる方法が 多数ある組立て製品に関する意匠特許権に関し、訴訟された侵害設計がすべての部品の設計と同様または近似する場合、訴訟された侵害設計が意匠特許権の 保護範囲に落ちたと認定すべき。したがって、組立てる方法が多数ある組立て製品に関する意匠特許権に関し、経営者が生産、販売及び販売の申し出の組立て製品が当該意匠特許権の全部の個別構成品に同様する場合、訴訟された前記侵害製品が特許権者の保護範囲に落ち、経営者は特許侵害を構成する。
2015年 50の典型 的知的財 産案件 No.14	商標	上海ディーゼル エンジン株式有 限公司VS江 蘇常佳金峰動 力機械公司の 商標権侵害の 紛争案	(2015)蘇知民 終字第00036号	パナソニックR & D (中国)	・国内での販売を目的とせず、製品を全部輸出した場合、不侵害と判断される。 -海外委託人が登録商標の専用権を有するか、合法的に授権許可を得て いるかに対して必要な審査注意義務を行ったことを前提とする。 ・委託の商標自体が正当性を有しない場合、国内加工企業は合理的な注意 と回避義務を尽くさなかったと認定され、相応する民事侵害責任を負う。

【研究成果】研究済み判例一覧表 3/12



判決 掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2015年 知的財産 案件年度 報告摘要 件 No.10	特許	北京英特莱技 術公司 v s 深 セン市藍盾実 業有限公司北 京分公司等の 発明特許侵害 紛争案件再審	(2015)民申字 第1255号	旭硝子(中国) 投資有限公司	<要旨部分> ・既存証拠により、メーカーが出願日前に既に本件専利を実施していた、又は実施するための技術若しくは物資上の必要な準備を完成しており、かつもとの範囲内で製造し続けることを証明できる場合、先使用権による抗弁が成立する。メーカーが本事件の被告ではないが、販売業者は侵害被疑製品の合法的出所を証明でき、かつメーカーに先使用権を有する場合、販売業者は先使用権による抗弁を実施することができる。 く主要な争点> ・先使用権の抗弁が成立か否か
2015年 中国法院 50の典型 的知的財 産案件 No.12	商標不競法	ヴィクトリアズ・ シークレット商 店 R V S 上海 司投入司の不 を を を を を を を を を を の で を を の で を の を の	(2014) 滬高民 三(知)終字第 104号	パイオニア	・商標は、物権の移転によって、自動的に使用のライセンスを与えるわけではなく、必須範囲での「指示性使用」に限られるべきである。 ・「指示性使用」を超え、つまり、商品の出所を指示する以上の使用(例えば、店頭装飾、展示会とネット宣伝、加盟広告など)は、権利者の関係者又はライセンス得たと示す効果があるので、類似商品における同一の商標を使用し、消費者に混同を生じさせる侵害行為に該当する。 ・広告を用いて、著名商品の生産者に対し消費者に誤解を与える虚偽宣伝は、不正競争を構成する。・権利者の実際損失又は侵害者の取得利益に証拠が不明な場合、賠償金額を認定するには、侵害者の主観故意や権利者の宣伝データなども考慮要素となる。

【研究成果】研究済み判例一覧表 4/12



判決 掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2015年 知的財産 案件年度 報告摘要 No.12	特許	遼寧般若ネット ワーク科学技術有 限公司(申立 人)vs国家知 産権局会(東国 展公司(東 人)、司(東 会員会中国 人)、司(東 会員会)、司(安 会員会)、司(安 会員会)、司(安 会員会)、司(安 会員会)、司(安 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	(2013)行提字 第17号	尼康映像儀器銷 售(中国)有限 公司	・請求項の技術的特徴の記載が曖昧である場合(複数の解釈が可能であるような場合)、明細書と図面の関連個所の記載を考慮して、当該技術的特徴を解釈しなければならない。また、その解釈は特許発明の目的に合致しなければならず、更に当該技術分野の公知常識と矛盾してはならない。
2015年 10大知的 財産案件 No.6	商標	上海帕弗洛文化 用品有限公司等 vs畢加索国際企 業股份有限公司 の商標使用許諾 契約紛争上訴案 件	(一審) (2012)滬一中 民五(知)初字 第250号 (二審) (2014)滬民三 (知)終字第117 号	西村あさひ法律事 務所 上海事務 所	〈要旨部分〉 ・商標の二重ライセンスにおける後順位のライセンシーが、 先順位の独占的ライセンシーの存在を知っている場合は「善意の第三者」とならず、そのライセンス契約が無効とはならないものの、先順位者に対抗できず、商標使用権を取得できない。 〈主要な争点〉 ・商標の二重ライセンスにおいて、後順位ライセンシーが、 先順位の独占的ライセンシーの存在を知っている場合の、ライセンス契約の有効性 ・かかる場合に、後順位ライセンシーが、先順位の独占的ライセンシーに対抗できるか

【研究成果】研究済み判例一覧表 5/12



判決 掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2015年 知的財産 案件年度 報告摘要 No.5	特許	孙俊义vs任丘 市博成水暖器 材有限公司 の発明専利権 無効行政紛争 事件	(2015)民申字 第740号、 (2015)民申字 第3263号	矢崎(中国)投 資有限公司	・専利出願時に明らかに排除した技術案は、技術的 特徴が同等であるという理由で、権利侵害の有無を判 断する際に、改めて専利権の保護範囲に取り入れては ならない。
2015年 50の典型 的知的財 産案件 No.21	商標	珠海格力電器 股份有限公東美 冷設備有限公司、 市 設備有市 。 等電 等 等電 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	(2015)粤高法 民三終字第145 号	パナソニックエコソ リューションズチャイ ナー	・他人の登録商標に同様或いは近似するものを商品名としての使用は、商品の出所を識別する条件を満たし、商標的な使用と認定される。 ・公衆の誤認或いは混淆を導くことは、権利侵害品が商標権利人より出品することを誤認させるだけではなく、権利人の商品が侵害人より出品されることも含む。 ・案件に係る登録商標が実際に使用されていない場合、商標権利人は侵害人の損害賠償責任を請求する権利がない。 ・本件は商標の類似判断、通用名称の認定、合理使用の抗弁、先使用抗弁、権利侵害額の算定など一連の問題に係り、かなりの参考価値がある。

【研究成果】研究済み判例一覧表 6/12



判決 掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2015年 50の典型 的知的財 産案件 No.8	商標	邵文軍と寧波 広天賽克思液 圧有限公司と の間の商標権 侵害紛争に関 する再審事件	(2014)民提字 第168号	啓源国際特許商 標事務所	・争点1:被告の合法的在先権の有無 賽克思厂と広天賽克思公司は屋号「賽克思」、その ピンイン「SAIKESI」及び企業名称の略称「賽克思液 圧」を使用・宣伝し、同一製品の経営において一定の 知名度を獲得した。従って、広天賽克思公司は合法 的な在先企業名称権を有する。 ・争点3:広天賽克思の被請求行為の正当性 邵文軍は本件登録商標にかかる商標専用権を所有 しているが、商標専用権の排斥力は商標の未知名度 によって一定の制限を受けるので、元の範囲で広天賽 克思公司が継続的に使用することを禁止する権限は ない。 ・争点4:邵文軍による商標登録の正当性 邵文軍が悪意で商標権を取得し、広天賽克思の正 当使用に対する侵害訴訟を提起した行為は、登録商 標専用権の乱用に属する。
2015年 10大知的 財産案件 N.o.4	商標不競法	広州星河湾実 業発展有限公司等と江蘇炜 賦集団建設開 発有限公司に 関する商標権 侵害及び不正 競争事案の再 審案件	(2013)民提字 第102号	兄弟(中国)商 業有限公司	①善意の先使用行為は、他社名称の無断使用に当たらない。 ・他人が善意で係争名称を使用した時間が、商標権者がその企業名称を使用した時間よりも早い場合、先使用行為は他社名称の無断使用行為に当たらない。②侵害責任の負担を停止するに当たって、善意の保護原則に従い、公共利益にも配慮しなければならない。・商標権などの知的財産権が物権などの財産権と衝突する場合、当事者に使用停止の法的責任を負わせるかを判定するに当たって、善意の保護原則に従い、公共利益にも配慮しなければならない。

【研究成果】研究済み判例一覧表 7/12



判決 掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2015年 知的財産 案件年度 報告摘要 No.3	特許	華為技術有限公司 司(Nata Appendict Appendic	(2015)民 申字第2720 号	夏普(中国)投資 有限公司	〈要旨部分〉 ・技術特徴としてクレームに記載されていないが、専利方法を実施するための最も合理的、且つ、よくある普遍的な使用環境及び操作モードであれば、方法専利の侵害判断の中で考慮されなければならない。 〈主な争点〉 ・侵害として提訴された製品の技術内容は係争特許の請求項1の権利範囲に該当するかどうか。 (請求項1に記載されていない使用環境は、侵害として提訴された製品の技術内容と請求項1との対比の際に、考慮すべきかどうか)
2015年 50の典型 的知的財 産案件 No. 1	実用新案	劉鴻彬と北京京 聯発数控科技有 限公司、天威四 川硅業有限公司 との間の実用新 案専利権侵害紛 争に関する再審 事件	(2015)民申 字第1070号	コニカミノルタ(中 国)投資有限公 司	・争点1:「京聯発」の先使用権の有無(販売行為 完了の時点) 専利法の販売行為≠契約法の売買行為 最高院は、販売行為完了の時点が売買契約成立した時点と判断した。 ・争点2:対象専利登録後「天威」の使用行為の正当性 登録前の販売行為が対象専利の侵害にならないなら、販売した商品に対して登録後の使用も対象専利の侵害にならない。 ・争点3:「天威」に対する二審判決の正当性 複数の当事者が存在する場合、「天威」が上訴しなくても、二審法院は他の関聯当事者の上訴請求に基づいて「天威」に関する一審の判決を撤回できる。

【研究成果】研究済み判例一覧表 8/12



判決 掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2015年 知的財産 案件年度 報告摘要 No.16	特許	无刷自控电机 软启动器	(2014)行提字 第32号、 (2014)知行 字第54号	三菱重工業(中国)有限公司	・請求項に記載された事項が、詳細な説明において、 形式的には記載(請求項をそのままコピー)されているが、実質的には記載されていない場合(実施例は、 請求項の構成と矛盾)、26条4項の要件を充足するか? ⇒当業者が実施するのに一定の困難や欠点を克服しなければならない場合に、関連する事項の教導や手引きが明細書に無ければ、当業者にとって具体的な実施方式が不明確となり、26条4項を充足しない。
2015年 10大知的 財産案件 No.2	意匠	"手持淋浴喷 头"外观设计 专利侵权案	(2015)民提 字第23号	電装(中国)投 資有限公司 上海 技術中心	・イ号が意匠権の権利範囲に属するか否かの判断は、一般消費者から見て以下の要件で判断される。 1. 意匠権の設計特徴の認定(権利者側の設計特徴の立証責任と第三者側の反証) 2. 意匠権に係る製品の通常使用時に容易に直接観察できる部分 3. 意匠権の特徴部分(本件では押しボタン部分)が機能的設計であるか否か 4. 意匠権とイ号が同一又は類似であるか否か

【研究成果】研究済み判例一覧表 9/12



判決 掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2015年 知的財産 案件年度 報告摘要 件 No.1,2,8	実用新案	慈溪市博生塑料制品有限公司VS陳剣実用新案権侵害紛争案件再審	(2015)民申 字第188号	旭化成(中国) 投資有限公司	<要旨部分> ・被告権利侵害人は実施した技術案が抵触出願に当たるとして、専利権の非侵害を主張した場合、侵害被疑技術案が抵触出願により完全に公開されたかどうかを審査しなければならない。当該技術案は抵触出願に対して新規性がない場合、抵触出願による抗弁は成立する。 <主要論点> ・抵触出願の抗弁を適用する際の基準 ・事実あてはめ(国内優先権適否、明細書中の公開内容認定含む
2015年 知的財産 案件年度 報告摘要 件 No.13,1 4, 15	特許	沃尼尔·朗伯有 限責任公司 (WARNERLA MBERTCOMPA NYLLC)権利の 有効無効認定 再審	(2014)行 提字第8号	太陽ホールディング ス株式会社	〈要旨部分〉 ・請求の範囲に記載された発明が、①詳細な説明において明確に記載されていること、②請求の範囲に対する完全な説明がなされていること、および③いわゆる当業者が請求範囲の発明を実現できる程度に十分な内容開示がなされていること、をもって26条3項の要件を充足するといえる。 〈主要論点〉 ・化学製品に関する発明において、請求の範囲でパラメータ限定した場合、詳細な説明に発明内容に関する明確な記載があるか、および、完全な説明がなされているか否か。 ・当業者が、請求の範囲、詳細な説明の開示内容に基づいて、本発明を十分に実現できるか否か。

【研究成果】研究済み判例一覧表 10/12



判決 掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2015年 知的財産 案件年度 報告摘要 No.17	特許	広学限請家専会人(発効件 東薬司人識複被、ラリック 手とのでは、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 の の の の の の の の の	(2015)知行 字第261号	アルプス・中国有限公司	・同時に製品請求項と方法請求項とが含まれる発明専利の場合、製品請求項が方法請求項によって唯一に限定されていなければ、即ち、他の方法によっても当該製品を得られると見なす。 ・方法請求項が創造性を備えているからといって、必ずしも製品請求項も創造性を備えるとは言えない。
2015年 50の典型 的知的財 産案件 No.4	特許	陳西銀河消防 科技装備股份 有限公司と山 東省天河消有 車両装備有限 公司の発明専 引権侵害上訴 事件	(2015)鲁民 三終字第151号	IP FORWARD 法律特許事務所	・献納原則を適用して、被疑侵害品の構成が特許の 保護範囲から除外されているとした上で、さらに均等侵 害の成否を検討し、「無線制御システム」と「有線制御 システム」は均等ではないとした事例

【研究成果】研究済み判例一覧表 11/12



判決 掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2015年 浙江法院 10大 No.7	商標	不二家(杭州) 食品有限公司 与钱某某、浙 江淘宝网络有 限公司侵害商 标权纠纷案	(2015)杭余 知初字第416号	本田技研工業 (中国)投資有 限公司	・被告銭海良は原告へ合計3万元を賠償する・原告の他の訴求は却下
2015年 知的財産 案件年度 報告摘要 件 No.21	商標	巨化集 で に再審 で の の で の で の で の の の で の の の で の の の の の の の の の の の の の	(2015)知行字 第112号	威可楷(中国)投 資有限公司	〈要旨部分〉 ·人民法院は馳名商標保護に関する商標権利付与と権利確認の行政事件を審理するに当たって、馳名商標の「必要に応じた認定」原則を遵守しなければならない。被異議申立商標が引用商標に対する複製、模倣又は翻訳に当たらず、又は被異議申立商標の登録により、公衆に誤解を与える可能性も無く、商標権者の利益を損害することも無い場合、引用商標が馳名に当たるか否かを審査、認定する必要が無い。 〈主要論点〉 ·馳名商標の「必要に応じた認定」原則の適用

【研究成果】研究済み判例一覧表 12/12



判決 掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2015年 知的財産 案件年度 報告摘要 件 No. 9	意匠	现 有 设计抗辩 的审查与判断	(2015)民申字 第633号	日立(中国)有限 公司	<要旨部分> ・丹陽市盛美照明器材有限公司の再審申請を却下する。 <主要論点> ・丹陽市盛美照明器材有限公司の既存の意匠の抗弁が成立するか否か
2015年 北京法院 10大典型 No.3	特許	アップル v s 中 国国家知識産 権局専利復審 委員会 特許権利有効 性についていの 争議	(2014)高行 (知)終字第 2935号	安川電機(中国)有限公司	・アップル社を提訴した会社の特許の無効審判の結果 は対象特許の権利を維持することになった。一審アップ ル社は負けた後、上訴した。二審で、対象特許は特許 法第26条第3、4項、特許法実施細則第20条第1 項違反で無効になった。

【研究成果】特定テーマ判例研究



【研究成果】 特定テーマ研究概要

【研究成果】特定テーマ研究概要 1/5



テーマ	侵害訴訟と特許無効との関係		
参加企業	富士ゼロックス(中国)有限公司、富士通(中国)有限公司、 三菱重工業(中国)有限公司、太陽ホールディングス株式会社、 森・濱田松本法律事務所、旭硝子(中国)投資有限公司 合計6社		
活動の狙い	中国現地弁護士との意見交換を通じて、専利(特実意)侵害訴訟、特に「侵害訴訟と無効審判とが同時並行的に進んだ事件」における中国現地弁護士の実務と思考を理解する。		
活動プロセス	・弁護士との意見交換結果を基に、意見交換を通じて理解した弁護士の実務と思 考を、原告・被告の立場で、侵害訴訟と無効審判の流れに沿って整理。		
意見交換先事務所	・合計6事務所		
整理の概要	【被告側】 ・管轄異議、無効審判、抗弁(禁反言・現有技術等)の各場面における弁護士の実務と思考内容のまとめ 【原告側】 ・証拠収集(証拠保全)、損害賠償の各場面における弁護士の実務と思考内容のまとめ		

※意見交換先との約束で詳細は非公開とさせて頂いています

【研究成果】特定テーマ研究概要 2/5



テーマ	最近の実用新案による権利行使の判例研究
参加企業	三菱麗陽(上海)管理有限公司、村田(中国)投資有限公司、 アルプス中国有限公司 合計3社
活動の狙い	実用新案での権利行使に絞った判例の研究
活動プロセス	・関連判例の収集→研究判例絞り込み(7件) ・各社持ち回りで判例の研究・発表 ・研究した判例ごとに、判例の要旨、主要な論点をまとめた報告書の作成
研究判例	【均等論】 (2013)民申字第1208号、(2014)民申字第1812号、(2014)民申字第5号 【侵害判定】 (2013)民申字第724号、(2014)民申字第145号、(2013)民申字第771号 【禁反言】 (2014)民申字第757号

※次ページ以降、本研究の詳細報告書

中国IPG·専門委員会



2016年度 訴訟紛争専門委員会·実用新案T



2016年12月16日

三菱麗陽(上海)管理有限公司 佐々木 達彦

2016年度 紛争・訴訟委員会 メンバー限定

目次



- 1. 活動経過
- 2. まとめ

1-1. 活動経過①



1)判例収集

実用新案での権利行使に絞って、判例を収集 【使用DB】

中国裁判文書ネットHP(<u>http://wenshu.court.gov.cn/</u>) 【条件】

(直近4年)×(実用新型)×(侵権産品) ×(最高法院まで行ったもの) さらにスクリーニングして、21件に絞り込んだ

- ⇒ 21件の判例を抽出
- →必要に応じて、事務所に情報提供依頼

1-2. 活動経過②



抽出した21件の判例のうち、重要性高そうな以下の判例は、201 5年度、2016年度紛争・訴訟WGで分析済み。

- •No. 1 (2013)民提字第113号
 - →2014年度 14件の典型的な知財案件 No.02 2016年2月日産・王さん報告済み
- •No. 2 (2013)民提字第223号
 - →2014年中国法院50件典型知识产权案例 No.2 2015年12月カネカ・藤本さん報告済み
- •No.16 (2015)民申字第188号
 - →2015年度報告摘要NO.1,2,8 2016年11月 旭化成・堀さん報告済み
- •No.20 (2015)民申字第740号
 - →2015年度報告摘要NO.5

2016年9月 矢崎・工藤さん報告済み 2016年度 紛争・訴訟委員会 メンバー限

1-3. 活動経過③



2)各自が研究を希望する判例を決定(9-11月)

発表時期		担当(企業)	判例	テーマ
9月9日	No.6	佐々木(三レ)	(2013) 民申字第757号	禁反言
	No.3	藤本(村田)	(2013) 民申字第1208号	均等論
	No.5	竹田(アルプス)	(2013) 民申字第724号	侵害判定
11月11日	No.7	佐々木(三レ)	(2014) 民申字第145号	侵害判定
	No.9	船木(村田)	(2014) 民申字第1812号	均等論
	No.11	佐々木(三レ)	(2014) 民申字第5号	均等論
	No.12	竹田(アルプス)	(2014) 民申字第771号	侵害判定

3)判例のまとめ及び報告(9,11月)

- ・パワーポイントにまとめ、チーム内報告
- ・勝訴側当事者にヒアリングしたい深堀ポイント (判決文では不明な点など)も討議

2016年度 紛争・訴訟委員会 メンバー限定

2. まとめ



実案T内で、まとめた7件の判例のまとめ

	担当(企業)	判例	テーマ
No.3	藤本(村田)	(2013) 民申字第1208号	均等論
No.5	竹田(アルプス)	(2013) 民申字第724号	侵害判定
No.6	佐々木(三レ)	(2013) 民申字第757号	禁反言
No.7	佐々木(三レ)	(2014) 民申字第145号	侵害判定
No.9	船木(村田)	(2014) 民申字第1812号	均等論
No.11	佐々木(三レ)	(2014) 民申字第5号	均等論
No.12	竹田(アルプス)	(2014) 民申字第771号	侵害判定



判決掲載元:

案件名: 喜德盛社 v s 松吉社、郭氏の実案権侵害紛争案件

案件番号:最高人民法院 (2013)民申字第1208号民事裁定書

要旨部分:

- 被疑侵害品の電池ケースカバー側面は、電池ケースを固定する機能はある ものの、クレームのリブとは位置・形状が異なるため、同一・均等ではない。
- 被疑侵害品の取っ手はU字形であるものの、2つの折り曲げ構造を有さず、 弾性部材の効果も奏しない。
- 主要な争点:

被疑侵害品が、対象クレームに記載の「リブ」および「引張弾性部材」と同一 又は均等の構成を備えているといえるか? その他の構成に争いはなし。

判決掲載元:

案件名: 李朝建氏v.貴州正合アルミニウム社・遵義可莱金アルミニウム社の実 案件侵害紛争案件

案件番号:最高人民法院 (2013)民申字第724号民事裁定書

■ 要旨部分:

最高人民法院による「最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問 題に関する若干規定」第17条により、専利法第59条第1項における「特許権 又は実用新案権の保護範囲は、その権利請求の内容を基準とし、説明書及び 図面は、権利請求の内容の解釈に用いることができる」とは、専利権の保護範囲 は、権利請求に記載されたすべての技術特徴により確定される範囲を基準としな ければならず、それには当該技術特徴と互いに均等な特徴により確定される範囲 も含むことをいう。

■ 主要な争点:

被疑侵害品は、実用新案権の請求項1の範囲に入るかどうか?

判決要旨^{2016年実案T判例案件}

判決掲載元:

案件名: 廈門虹泰光電社 v s 廈門珈昕偏光科技社の実案権侵害紛争案件

案件番号:最高人民法院 (2014)民申字第757号判決書

■ 要旨部分:

«最高人民法院の権利侵害訴訟に関する若干の問題の解釈»第3条によると 、人民法院は請求項を、説明書、図面、権利要求書の請求項、審査経過から 解釈できる。

よって、請求項1の"定位歯"は歯型構造により偏光膜の位置を定めるもので、" 凹入部"を含むその他の構造の定置を含まないと解釈する。

- ・虹泰社の"定位歯"は機能性を限定しているとの主張は採用しない。
- 主要な争点:

被告製品は、実用新案権の請求項1の範囲に入るかどうか?



判決掲載元:

案件名: 戚氏 v s 金利社、陸氏の実案権侵害紛争案件

案件番号:最高人民法院 (2014)民申字第145号民事裁定書

- 要旨部分: 被告製品には、936実案請求項1に記載のない構成要件があり、異なる 効果があるとの主張は認められるか?
- 主要な争点: 被告製品は、実用新案権の請求項1の範囲に入るかどうか?

判決要旨^{2016年実案T判例案件}



判決掲載元:

案件名:珠海格力電器株式有限公司 v s 広東美的制冷設備有限公司の実 案権侵害紛争案件

案件番号:最高人民法院 再審(2014)民申字第1812号判決書

■ 要旨部分:

- ①無効宣告請求により対象特許は権利維持が認められた。 請求項1中に「取り外し可能」という文言があるため。 しかしながら、対象製品は法院での3回の実演により、スナップ部が破損したた め、「取り外し可能」な構造であるとみなされなかった。よって非侵害。
- ②侵害事実の認定に、公証物と異なる品番の製品を持って証明したとしても証 拠として認められない。侵害事実の認定には特定の型番の被告製品を持って認 定する。

■ 主要な争点:

- ①被告製品は、実用新案権の請求項1の範囲に入るかどうか?
- ②公証物と異なる品番の製品による証拠は新たな証拠として認められるか? 40

判決掲載元:

案件名:李氏 v s 南海社の実案権侵害紛争案件

案件番号:最高人民法院 (2014)民申字第5号判決書

■ 要旨部分:

«最高人民法院の権利侵害訴訟に関する若干の問題の解釈»第3条によると 、人民法院は請求項を、説明書、図面、権利要求書の請求項、審査経過から 解釈できる。

同4条によると、『請求項において機能若しくは効果を以って記載された技術的 特徴について、裁判所は明細書および図面に記述された当該機能若しくは効果 の具体的な実施形態、及びそれと同等の実施形態と結び付けた上で、当該技術 的特徴の内容を確定しなければならない。』

■ 主要な争点:

被告製品は、実用新案権の請求項1の範囲に入るかどうか?

判決要旨^{2016年実案T判例案件}

判決掲載元:

案件名: 広東凱洋医療科技グループ社v.佛山市駿能康復器材社の実案件侵 害紛争案件

案件番号:最高人民法院 (2013)民申字第771号民事裁定書

■ 要旨部分:

■ 主要な争点: 被疑侵害品は、実用新案権の請求項1の範囲に入るかどうか?

【研究成果】特定テーマ研究概要 3/5



テーマ	研究無効審判審決取り消し訴訟で勝訴した事例の研究
参加企業	松下電器研究開発(蘇州)有限公司、日立化成(中国)投資有限公司、 太陽ホールディングス株式会社、村田(中国)投資有限公司、 兄弟(中国)商業有限公司 合計5社
活動の狙い	無効審判審決取消し訴訟で勝訴した事例の研究に通じて、特許庁判断を覆すポイントを研究する。
活動プロセス	・関連判例の収集→研究判例絞り込み(8件) ※進歩性の逆転のあった判例に絞り込み ・各社持ち回りで無効審判と判例の研究・発表 ・研究した判例ごとに、復審委員会要旨、判例の要旨、判決逆転のポイントをまとめ た報告書の作成
研究判例	【技術特徴の進歩性判断】 (2013)高行終字第1196号、(2014)高行终字第1293号、(2013)高行終字 第360号、(2014)高行终字第2684号、 【証拠/公知の組合せ関連】 (2014)高行终字第1213号、(2014)高行终字第494号、(2014)高行终 字第862号 【区別技術特徴認定漏れ】 (2014)高行终字第887号

※次ページ以降、本研究の詳細報告書

中国IPG•専門委員会



2016年度【紛争訴訟特定テーマ】 無効審判審決取消し判例研究



2017年2月21日

活動狙い&参加メンバー



■活動狙い

無効審判審決取消し訴訟で勝訴した事例の研究に通じて、特許庁判断を覆すポイントを研究する。

■活動メンバー

	団体名	メンバー
1	兄弟(中国)商業有限公司	川上仙智
2	日立化成(中国)投資有限公司	太田尚武
3	太陽ホールディングス株式会社	牛山幸佑
4	村田(中国)投資有限公司	藤本直史、 邬 (ウ)为
5	松下電器研究開発(蘇州)有限公司	金海娟

1. 活動進め方(経過)



7/15会合

9/9会合

 \bigcirc

 \supset

1)研究目標判例範囲

8/12会合

【使用DB】 北大法宝:(<u>www.pkulaw.cn</u>)

【条件】(直近3年)×(専利)×(無効審判判決取り消し)、さらにスクリーニングして

⇒ 81件の判例を抽出

2-1)研究しよう方向性定める

【進め方】判決関与する法律条約分類、進歩性関与 判例抽出

- ⇒ 43件の判例抽出
- 2-2)進歩性逆転争点の分類読み込み 【進め方】いくつの視点で逆転争点の理由を絞りこみ
- ⇒ 6つ視点で、36件判例を分類した

1. 活動進め方(経過)



10/14会合	11/11会合	12/16	会合
0	0 0	0	0
	11/25チーム	光表 12	2/19チーム発表

3)研究判例決め、チーム内共有 ⇒ 1~2件/社ぐらいの判例共有

	(2013)高行終字第1196号	太田様
44/05	(2014)高行终字第1213号	邬 (ウ)様
11/25	(2014)高行终字第1293号	邬 (ウ)様、金
	(2014)高行终字第494号	金
	(2013)高行終字第1196号	川上様
12/19	(2014)高行终字第1213号	川上様
12/19	(2014)高行终字第1293号	牛山様
	(2014)高行终字第494号	牛山様

1. 活動進め方(進行中)



1/13会合

2/10会合

3/10会合

 \bigcirc

 \bigcirc

0



4)研究判例まとめ

⇒ 各判例の覆すポイントを1判例1枚の まとめを分担する(2/10まで)

5) 2/17までに 最終まとめ報告

2. 11月25日WG判例共有結果抜粋



判例番号	報告担当	議論のポイント
(2013)高行終字第1196号	太田様	・引例に粒子の粒径分布が均一係数S<1.3であることの記載があるか・引例には粒子径の測定方法自体が異なり、D40とD90との間の関係に関する記載がなく進歩性を否定できない
(2014)高行终字第1293号	邬 (ウ)様	・超音波診断をするときに、公知の媒質Aが中間媒質として使われることが常識であるかどうか? ・機能的限定であって、実施例と合わせて特徴を理解しなければならない。
(2014)高行终字第1213号	邬 (ウ)様、 金	・独立設置の固定板は区別特徴として特許性あるかどうか? ・区別技術特徴は本技術分野一般の技術者が従来の知識と一般の設計思想に従って創造性労働を出さずに得られる物であれば、当該請求項の技術案が進歩性具備しない。
(2014)高行终字第494号	金	・オス、めす接続部の防水構成は、証拠3に公開されたかどうか? ・複審委員会は、シール接続槽とシール接続端部の同じの構造が公 開されない限り、区別特徴として進歩性あると判断しあが、同じ発想、 同じ作用効果持つ近い構造に対して、高院は容易に考えられること に認定される。

2. 12月19日WG判例共有結果抜粋



判例番号	報告担当	議論のポイント
(2014)高行終字第862号	川上様	・引用文献の外部採掘スクリュー筒管は本実用新案権クレーム1の旋回可能な外管に相当する。 ・引用文献では、「套有」を公開していないが、外部採掘スクリュー筒管を公開しており、且つ、「套管」はそれが、垂直スクリュー軸の外部にあることの技術的示唆を与えている。
(2013)高行終字第360号	川上様	 ・当該技術特徴により、据付台座の穴部分は灯セット明かりボックスと密閉空間を連接する連携穴を構成し、また、連接導線が灯セット明かりボックスを突き抜ける穴部分を構成することができる。これにより、二つの穴部分を必要とせず、製造工程と費用の低減になりうる。 ・引用専利権は、隔離クッションとボルトの構造、ボルトが隔離クッションの中に設置されることを公開するのみで、連接導線が据付台座を突き抜ける構造を公開していない。
(2014)高行(知)终字第2684 号	牛山様	・「"屈螺酮"(ドロスピレノン)の微粉化」による溶解速度および生物利用性の向上という技術的効果についての進歩性の有無。 ・微粉化に対する技術開示として、酸環境下での生物利用性の向上、胃腸内での溶解特性、消化・吸収の一系列要素、証拠11の血液中で検測された螺利酮生産性エステル生成物は実験結果の否定性に属する。
(2014)高行终字第887号	牛山様	①2つの権利の中で独立して設置されていて装置(4)を冷却し;証拠1が2つ逆に回転する水冷のプレスローラに精練機の部品で、独立に装置を冷却するのではない;②権利内容が連続して自動的生産する装置で、証拠1の構造の接続関係が要するのはより複雑で、本発明は現有技術とは明らかに異なります。



研究した判例の纏め(8件)

判例研究視点



1)研究目標判例

【条件】(直近3年)×(特許&実新)×(無効審判判決取り消し) ×(争点になるA22.3(進歩性)の逆転あり)

案件番号	詳しい検討ポイント
(2013)高行終字第1196号	技術特徴の進歩性判断
(2014)高行终字第1293号	技術特徴の進歩性判断
(2013)高行終字第360号	技術特徴の進歩性判断
(2014)高行终字第2684号	技術特徴の進歩性判断
(2014)高行终字第1213号	証拠/公知の組合せ関連
(2014)高行终字第494号	証拠/公知の組合せ関連
(2014)高行终字第862号	証拠/公知の組合せ関連
(2014)高行终字第887号	区別技術特徴認定漏れ

【研究判例①】(2013)高行終字第1196号



無効審査決定No.	無効審判審決(第19093号審決)
特許権者(特許権番号)	王方(個人)(ZL97221361.9)
無効審判請求人	山東招金膜天有限責任会社

覆審委員会の要旨まとめ: 【認定】進歩性なし

- ■本願の技術特徴である均一係数S=D40/D90が1.3未満である点は証拠に直接の記載はない。
- ■本願の均一係数Sとは、40%の粒子を残すふるい(X)のふるい目の直径と90%の粒子を残すふるい(Y)のふるい目の直径との比であるから、ふるいX及びふるいYの間には全体の50%の粒子が残ることになる。
- ■ここで証拠2には実施例で製造した樹脂粒子のparticle analyzer による粒度分布の表があり、当該表におけるチャネル番号5の欄を見ると、50%以上の粒子が 595~ 707 µ m の間にあることがわかる。707/595 = 1.18<1.3であり、この数字は本願と僅かな差しかない。従って本願発明は証拠2に対して進歩性を備えない。

北京高院の要旨まとめ: 【認定】進歩性あり

- ■本特許の請求項1に限定された均一係数Sは任意の50%粒子の最大粒径と最小粒径との比ではない
- ■本願はD40(40%の粒子を残すふるいを通過した最大径)とD90(90%の粒子を残すふるいを通過した最大径)との間の50%の粒子であり、甲2号証中のチャネル5の57.6%と異なる
- ■甲2号証の記載は、本願請求項1中のD40とD90との間の粒子に対応すると確定することができない。

【判決逆転のポイント】

粒子径パラメータを用いた限定に対し、審決は引用文献に記載の粒径と「大差ない」との理由で進歩性を否定したが、判決では、そもそも比較対象が異なるとして、審決における引例の記載内容の認定が不適切と判断された。

【研究判例①】(2013)高行終字第1196号

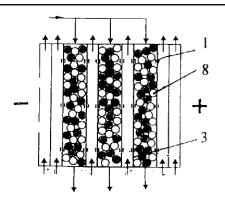


争論の代表請求項

【請求項1】

それぞれ1枚ずつの陰膜(1)、中空淡水仕切り板(2)、陽膜(3)、中空淡水仕切り板(4)から構成されて一つの淡水室と一つの濃縮水室を形成する複数組の膜ペアに分けられる膜スタック(5)と、電極装置(6)と、端部クランプ装置(7)とを含む充填層電気透析器であって、淡水室内にアニオン-カチオン交換混合樹脂充填物(8)が充填され、平均粒径(球)又は単一粒径範囲のアニオン-カチオン交換樹脂混合物の粒径分布は狭く、均一係数S<1.3であることを特徴とする充填層電気透析器。

参考図



8: イオン交換樹脂充填物

先行文献

【証拠1】

「イオン交換樹脂混合物の粒径分布は均一係数S<1.3」以外の全ての構成が記載された充填層電気透析器の発明。

【証拠2】

粒径が均一であるイオン交換樹脂粒子の製造方法。実施例1で製造した樹脂粒子のparticle analyzer による粒度分布の表(右参考図参照)がある。

参考図

チャネル番号	サイズ範囲 (μm)	容積 %]
1	297-354	0.3	3.4%
2	354-420	0.3	1
3	420-500	2.8	
4	500-595	20.0	T
5	595-707	57. 6	\$ 57.6%
б	707-841	18.4	
7	841-1000	0.6] ' ' +
8	1000-1190		96.6% 76.6% 19%
9	1190-1410		
10	1410-1680		
11	1680-2000		
12	2000-2500	***	

【研究判例②】(2014)高行終字第1293号



(一回目)無効審査決定No.	審査決定(第18497号)
特許権者(特許権番号)	回波检测公司 (ZL03819132.6)
無効審判請求人	顧斯敏(個人)

覆審委員会の要旨まとめ: 【認定】進歩性なし

■超音波診断をするときに、公知の媒質Aが中間媒質として使われることが常識。

北京高院の要旨まとめ: 【認定】進歩性あり

- ■媒質Aの効果が、超音波の伝導率上がれることであり、対象特許の中間媒質が装置の一部であり、効果がノイズ除去であって、しかも伝導率上がれるものは別途で設けられているため、公知常識と見なすことができない。
- ■クレーム16が機能的限定であって、実施例と合わせて特徴を理解しなければならない。つまり、超音波と、低 周波数波とに対し両方透過でき、一定の厚さを有する媒質Aが装置先端に設けられることが公知常識であること に対する証拠がない。
- →創造性を否定する証拠を欠く。

【判決逆転のポイント】

|複審委員会が、裁判と意見不一致の場合に、公知常識に対する挙証責任がある。

【研究判例②】(2014)高行終字第1293号

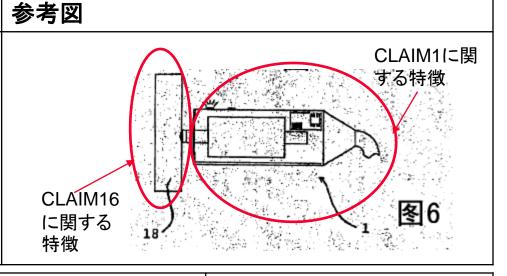


争論の代表請求項

【請求項16】

超音波と、低周波数波とに対し、透明なる(WU: 透過できる)弾性を有する中間媒質(18)を備える こと

を特徴とする請求項1に記載の装置。



先行文献	参考図
公知常識	

【研究判例③】(2013)高行終字第360号



無効審査決定No.	無効審判審決(第17439号審決)
特許権者(特許権番号)	広州市雅江光電設備有限公司 (ZL200720199822.2)
無効審判請求人	孔润球 (個人)

覆審委員会の要旨まとめ: 【認定】進歩性なし

■「連接導線が据付台座の中を突き抜け」は、引用専利権による、駆動箱(本専利の密閉空間に相当)と灯体(本専利の灯セット明かりボックスに相当)のLED灯板の間の電気連接、および駆動箱と灯体を固定する通気口を有する隔離クッションとボルトにより、公開されている。

北京高院の要旨まとめ: 【認定】進歩性あり

- ■据付台座の穴部分は灯セット明かりボックスと密閉空間を連接する連携穴を構成し、また、連接導線が灯セット明かりボックスを突き抜ける穴部分を構成することができる。
- ■二つの穴部分を必要とせず、製造工程と費用の低減になりうる。
- ■引用専利権は、隔離クッションとボルトの構造、ボルトが隔離クッションの中に設置されることを公開するのみで、連接導線が据付台座を突き抜ける構造を公開していない。ボルトは閉じられた穴の中に固定され、連接導線を突き抜ける空間は存在しない。

【判決逆転のポイント】

付加的効果(製造工程と費用の低減)の存在。

【研究判例③】(2013)高行終字第360号



争論の代表請求項

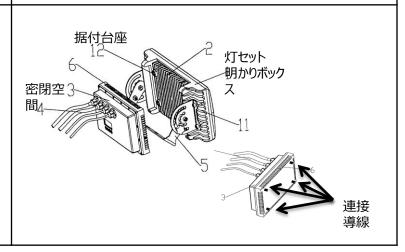
【請求項1】

高効率 L E D灯であり、L E D灯セット、L E D灯セットの明かりボックス、L E D灯セットの電子要素部品、外部の電源信号と接続するのに用いられる導線および当該高効率 L E D灯を固定する支えを含み・・・・・。

【請求項5】

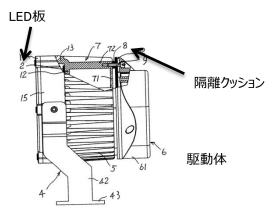
……の高効率 L E D 灯に基づき、その特徴は、当該灯セット明かりボックスと密閉空間の間の連接導線が据付台座の中を突き抜け、 目つ、連接導線の両連接部分が等しく防水密閉構造を有する。

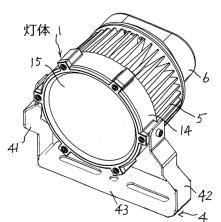
参考図



引用専利権

(授権公告番号: CN2906328Y)





【研究判例④】(2014)高行終字第2684号



(一回目)無効審査決定No.	審査決定(第18364号)
特許権者(特許権番号)	拜耳医药股份有限公司 (ZL200810238546.5)
無効審判請求人	康乐公司(個人)

覆審委員会の要旨まとめ: 【認定】進歩性なし

- ■主要争点は以下のようである
- (1)クレームと証拠1との区別の有無。
- (2)「"屈螺酮"の微粉化」による溶解速度/生物利用性の向上という技術的効果についての進歩性の有無。
- ■螺利酮与屈螺酮は、難溶性かつ不安定な性質、微粉化は溶解性と生物利用性を向上させる。これに関し、体外で異性化し活性を失うことについては試験した。しかし、甲11号証, 13号証は体内で異性化を起こすことについて未試験, 当業者は屈螺酮が体内では異性化が起こさないと容易に連想できるため、薬物吸収性に制限される課題は微粉化により解決できる。(専利復審委員会判断)

北京高院の要旨まとめ: 【認定】進歩性あり

- ■螺利酮と屈螺酮には、酸反応性があり、特定条件下(空腹時など)での否定実験では、血液中で検測された螺利酮生産性エステル生成物はない。また、当業者が**微粉化した**屈螺酮により課題解決できることが明らかに容易でなければならない。→<mark>根拠事実が不足する</mark>。
- ■技術を開示する反面、現有技術が明らかに容易であると判断する要素が必要→開示内容と現有技術が相反するとき、当業者が当特許と現有技術が相反すると認定でき、創造性が認定される。
 - 本案→微粉化に対する技術開示として、酸環境下での生物利用性の向上/胃腸内での溶解特性/消化・吸収
- ■証拠11の血液中で検測された螺利酮生産性エステル生成物は本案実験結果を否定する。既存技術の中に相反する技術開示はなく、当業者は本案の技術方案を容易に得ることはできない。→創造性を否定する証拠を欠く。

【判決逆転のポイント】

本案特許の技術特徴である「微粉化」が容易であると認定するに足る現有技術に関する証拠の有無。

【研究判例⑤】(2014)高行終字第1213号



(一回目)無効審査決定No.	審査決定(第20624号)		
特許権者(特許権番号)	格力 (ZL200620064110.5)		
無効審判請求人	美的		

覆審委員会の要旨まとめ: 【認定】進歩性あり

■区別特徴は独立設置する固定板であり、証拠1の中において、当該部品を独立設置するヒントがなし、且つ、当該手段は公知常識の証明を請求者ができず、だから無効請求理由成立しない。

北京高院の要旨まとめ: 【認定】進歩性なし

■無効対象特許と証拠1は同じである課題を解決するために、同じく遮蔽板を採用する。区別特徴としては固定板が空調とは離れるが、実際の使用状態においても、固定板が空調側板に固定されるときでも、請求項1の技術案は証拠1に公開する技術案と実質的な区別がない。

【判決逆転のポイント】

甲1号証の構造とクレーム1の構造を比較した場合、構造上近似し、作用も同一性を有するため、甲1号証の構造、用途、効果が異なるとする覆審委員会の判断は認められなかった点。

【研究判例⑤】(2014)高行終字第1213号

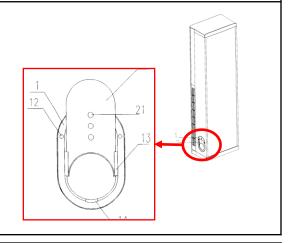


争論の代表請求項

【請求項1】

固定板と活動板とを備え、当該固定板は中空する薄板であり、当該固定板の片面に二つ活動レールを有し、その両レール間の距離は、活動板の幅以上であって、活動板は両レールの間に挟まれることを特徴とする空調室内機管路用着脱可能する取付け板。

参考図

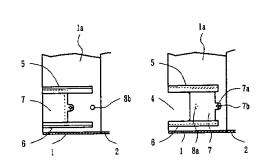


先行文献

【証拠1】

本体1の側壁1aの下部後端縁に方形切り欠き部4が設けられ、側壁1aの内側に切り欠き部4の上下に切り欠き部4の高さより大きい間隔を有して断面L字状の上ガイド5と下ガイド6を一体に成形して側壁1aと共に相対向する断面U字状の溝とし、その長さを切り欠き部4の奥行きの少なくとも二倍として蓋体7を切り欠き部4閉鎖位置と内部押し込んだ開放位置間に案内可能としている。

参考図



【研究判例⑥】(2014)高行終字第494号



(一回目)無効審査決定No.	審査決定(第20597号)	
特許権者(特許権番号)	領亜電子 (ZL200620064110.5)	
無効審判請求人	邵澤鋒(個人)	

覆審委員会の要旨まとめ: 【認定】進歩性あり

- ■証拠3はピンと挿入用孔の配合によって超音波受送信センサー部を制御部との受送信を実現し、無効対象特許の水侵入で電気ショットすることを防止する効果と完全違う。且つ、証拠3のめす接続部には槽がないので、請求項1の接続構成と同じではない。証拠3の他のところでも、無効対象権利の接続構成を公開しなかった。
- ■先行例の仕事原理が違い、組合せの技術ヒントを与えられないので、当該分野の一般の技術者は前述の2つの先行例を組合せて請求項の技術案を得られない。

北京高院の要旨まとめ: 【認定】進歩性なし

■証拠3の嵌めあう凹部と突起部は、請求項1のシール接続槽とシール接続端部と比べると、作用はほぼ一緒、且つ構造上も近いのところがあり、だから、請求項1は証拠1と証拠3の組合せに対して進歩性なし。

【判決逆転のポイント】

甲3号証の構造とクレーム1の構造を比較した場合、構造上近似し、作用も同一性を有するため、甲3号証の構造、用途、効果が異なり、他の証拠との組み合わせも考えられないとする覆審委員会の判断は認められなかった点。

【研究判例⑥】(2014)高行終字第494号

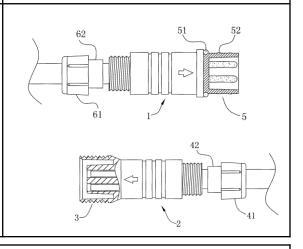


争論の代表請求項

【請求項1】

オス接続部(1)とめす接続部(2)とを備える防水コネクタであって、前記めす接続部の前端にシール接続槽(5)を設け、その後端部には電線と合せる第一シール装置を設け、前記おす接続部の前端には前記にシール接続槽と合せるシール接続端部(3)を設け、その後端部には電線と合せる第二シール装置を設け、前記せるシール接続端部はシール接続槽に挿し込んで、且つボトルによってオス接続部とめす接続部とを安定接続させる。

参考図



先行文献

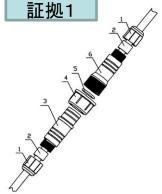
【証拠1】

端部ナット1を溝3に絞ることで密封する。

【証拠3】

リング状溝25とリング状突起15と嵌め合うように密封する。

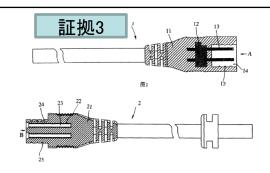
参考図



1:端部ナット

2:シリコン密封部材

3:溝



1:めす接続部 23:挿入用穴

2:おす接続部 25:リング状溝

13:ピン部 15:リング状突起

【研究判例⑦】(2014)高行終字第862号



無効審査決定No.	無効審判審決(第18900号審決)
特許権者(特許権番号)	杭州奥拓散料卸舟装備有限公司 (ZL200620042228.8)
無効審判請求人	麦基嘉(上海)貿易有限公司

覆審委員会の要旨まとめ: 【認定】進歩性あり

- ■原料に圧力を与える外部のスクリュー羽と垂直に原料を輸送する内部の輸送スクリュー羽はそれぞれ二つの単独の管構造になっており、外部のスクリュー羽と内部の輸送スクリュー羽が相互に独立して稼働することが可能。
- ■加えて、外付け採掘スクリュー箱型管と垂直スクリュー軸の間にさらに送料管の部品が存在する。
- ■「套有」とは、「管の下部が管がある」(二重構造)の意味であり、上記の構造により、送料管を停止させ、且つ、外管のみ旋回させることができ、単独管の構造に比べて、原料が下に行く圧力と、上昇させることの相互干渉を避け、原料取りの効率を高めることができる。

北京高院の要旨まとめ: 【認定】進歩性なし

- ■引用文献では、垂直スクリュー方向と外部採掘スクリュー筒管が相反することを公開しており、これにより、外部採掘スクリュー筒管の旋回により圧力を与え、原料取り器に原料を輸送させることができ、且つ、原料取り器の旋回と垂直スクリュー軸の旋回方向が相反することによる、傾斜のあるプロペラを利用して、原料を筒管の中に送り込むことができる。
- ■引用文献では、「套有」を公開していないが、外部採掘スクリュー筒管を公開しており、且つ、「套管」はそれが、垂直スクリュー軸の外部にあることの技術的示唆を与えている。

【判決逆転のポイント】

「套有」がある二重構造により得られる効果が不明確であったこと。

【研究判例⑦】(2014)高行終字第862号

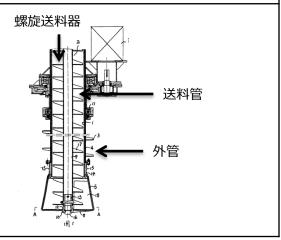


争論の代表請求項

【請求項1】

原料をまき取り、送る装置で、その特徴は、それが送料管内に設置されたスクリュー送料器を含み、送料管の下部に表面にスクリューの羽根を有する旋回可能な外管が覆っており、外管の下部にきり型の原料取り頭部が連なっており、原料取り頭部の側面に原料取り口があり、原料取口の外側に飼料取りが設置されている。

参考図



先行文献

【証拠】

雑誌『起重运输机械』1985年第1期第25~28頁に掲載の表題「螺旋式船積み機」

当該船積み器は主に、フレーム、旋回台、水平スクリュー、垂直スクリュー、原料取り器および運転室等の6つの部分から成る。旋回台の下にはスクリュー装置が装備され、自由に旋回する動力機を有している。水平スクリューと垂直スクリューはそれぞれ相当する箱型のけたに固定されており、3つの部分が成る。即ち、外部採掘スクリュー筒管、傾斜のあるプロペラを有する原料取り器、垂直スクリュー軸。外部採掘スクリュー筒管と原料取り器は連結して操作され、且つ、箱型けたの頭頂部に装着された電動機を通じて回転駆動し、且つ、垂直スクリュー軸の螺旋方向は外部採掘スクリュー筒管と相反する。

【研究判例图】(2014)高行终字第887号



(一回目)無効審査決定No.	審査決定(第20012号)
特許権者(特許権番号)	泰安市金山橡胶工业有限公司 (ZL00815054.0)
無効審判請求人	赵某某针(個人)

覆審委員会の要旨まとめ(第20012号): 【認定】進歩性なし

■第1審の判決が第20012号で認定する技術の相違点を決定する以外、少なくともまだ2つ相違点が存在する。 簡単にオープン型の権利を認定して求めることはできない。

機能性技術の特徴について権利要求する際、特徴の具体的な意味を明確に限定する必要がある。

北京一中院の要旨まとめ(第1266号): 【認定】進歩性なし

■本案請求項と従来技術の相違点を認定すると、従来技術のほうがより複雑で本発明とは明らかに異なると認定できる。

北京高院の要旨まとめ(第887号): 【認定】進歩性あり

- ■本案特許における技術方案は、搅拌装置、上料装置、加热装置、冷却装置の4装置の構成になっており、各装置が相互に連動していると推測されるため、攪拌して装置の材料出庫口上から入って各口がつながると推測され、さらに各材料が装置内で反応して温められて、各口を通して連続してつながると推測して、装置の材料出庫口で反応された材料は次の装置内で冷却されると推測される。説明書と挿し絵から、技術方案が搅拌装置、上料装置、加热装置、冷却装置の4構成であると確定することができ、それぞれの装置が順々に互いに連結される。
- ■権利要求される機能性技術の特徴について、特許の説明書と挿し絵の述べる機能あるいは効果の具体的な実施方法及び同じとみなす実施方法に限定するべき。機能性技術特徴の技術方案についての創造性の判断の中で「含み」に関連する機能性技術特徴の具体的な意味を明確に限定しなければならない。
- ■本案特許の2つ技術方案と甲1号証の技術方案を比較すると、第1審の判決が第20012号で認定する技術の相違点を認定する以外、少なくともさらに2つ相違点が存在する。甲1号証の構造の接続関係が要するのはより複雑で、本案発明は現有技術とは明らかに異なる。

【研究成果】特定テーマ研究概要 4/5



テーマ	証拠に関する判例研究
参加企業	電装(中国)投資有限公司、アルプス中国有限公司、村田(中国)投資有限公司、 矢崎(中国)投資有限公司、安川電機(中国)有限公司、 IP FORWARD法律特許事務所 合計6社
活動の狙い	公然実施・先使用の判決を研究し、公然実施・先使用の証拠担保を中心とした知見を 取り纏め、会員企業の実務に反映する。
活動プロセス	・関連判例の収集→研究判例絞り込み(11件) ・各社持ち回りで判例研究・発表 ・ヒアリング対象判例の選定とヒアリング実施 ・ヒアリング結果を含む活動全般のまとめ報告書の作成
ヒアリング対象	①特殊な製品の先使用・公然実施抗弁に関する判例 【判例】(2015)鲁民三终字第84号 【事務所】盈科(青岛)律师事务所 ※二審上訴人(勝訴側)の代理人 ②従来技術の抗弁が成立した判例 【判例】(2012)民申字第18号 【事務所】南京纵横知识产权代理有限公司 ※再審被請求人(勝訴側)の代理人
活動まとめの一部抜粋	・一審段階で法院に対する証拠保全申請を検討する ・第三者の証拠を活用する ・法院に現場検証を要請し、これを活用する ・「証拠チェーン」は全てが完璧でなくてもあきらめない



2016年度 紛争・訴訟委員会 証拠WG 成果報告



■WGメンバー

No.	団体名	氏名
1	アルプス中国有限公司	竹田清志
2	村田(中国)投資有限公司	船木由里⇒藤本直史
3	矢崎(中国)投資有限公司	工藤猛司
4	安川電機(中国)有限公司	宓 轶捷
5	IP FORWARD法律特許事務所	本橋たえ子
6	電装(中国)投資有限公司	岩田潤治

2017年3月10日 紛争・訴訟委員会 証拠WG



■目的

公然実施・先使用の判決を研究し、公然実施・先使用の証拠担保を 中心とした知見を取り纏め、会員企業の実務に反映する

■実施計画と進捗状況

STEP1:6月-7月 STEP2:8月-10月 STEP3:11月-2月 判例の読み込み 判例の抽出 ヒアリング&まとめ 各事務所から抽出した注 当事者・代理人への 2008年以降の公然実施・先使用 が争点になった専利権侵害訴訟 目判例を各社分担し読み ヒアリングを実施し、 込み、メンバー間で共有 そこから得られた知 の判決を対象とし、各社使用の 事務所に注目判例の抽出依頼 見を纏める

C	D	E	F	G	H	1	
回答事務 🔻	争点 (公然実施/先使用 *	種別 (特許・実新・ 産匠 *	案件名 (日本語訳もご記載ください *	案件番号 ▽	原告 🔻	被告 🔻	
華湖	公信其施	98-25T	「順彦爾頓海豚品牌有限公司」VS「森 料宝之統電器有限公司」等発明特許権 便審紛争事件	上海市第一中級人民政院 (2011)22一中民五(知)初 字第225号	漢密爾·福海斯品牌有限 公司(終課)	蘇州宝之成電器有限公 司、蘇州市宝成実業有限 公司	被告は 行政庫 の条件
#34	先使用	16.81	「ティッセンクルップ空港システムズ(中 山)有限公司」VS「中国国際物理コンテ ナ(集団)股外有限公司」等発明特許権 便省紛争事件	広州市中級人民法院 (2011) 棚中法民三初字第 107号 広東省嘉敦人 民法院(2013) 与高法民三 終字第38号	中国国際海獲コンテナ (集団)股份有限公司。 原城中東天道空地設備 有限公司(終訴)	ティッセンクルップ空間シス テムズ (中山) 有限公司。 店州自集国際利爆股份有限公司	療告は 動料所 の震調 特許文 音で前 た 数頃
北京集住	先使用	特許	ライッセンクルップを増システム(中山) 有限公司と中国国際海運集禁箱(集 間)股份有限公司、深圳中集火運空場 高利口薬国際空場股份有限公司との間 の特許性便等紛争上誘導件	(2013)卷高波民三終手第 38号	ティッセンクルップ空港 システム (中山)有限公司 (上鉄人、厚暮の統合)	中国国際海運集鉄箱(集 団)股份有限公司、原圳中 集天通空港設議有限公司 及び原葺の統合である広 州白雲国際空港股份有限 公司(被上談人、男響の原 告)	************************************
#21	先使用	福幹	「江蘇天未逝賽誌製業有限公司」VS 「集南道業務研究而」発明特許権理官 紛争事件位訴認	原明市中級人民法院 (2000) 民知民和字第90号 裏南省高級人民法院 (2010) 展高民三級字第10 号	震南省采抱研究所(孫 訳)	江苏天未進憲诺勒節有限 公司,云南宣凱遊业有限公 司	後告が る。
華維	先		4 O //L a		Eil 🚣		連集()
── 全46件の判例を抽出							
⇒各社6~9件で担当分け						.1+	

進め方:各社2件を選定の上、下記日程で報告

報告日	報告担当
8月12日	船木、 工藤、 宓、本橋
9月9日	船木、 本橋、岩田
10月14日	工藤、竹田(2件)、岩田

共有・議論した判例11件から2件のヒアリングを決定・実施/20



No.	判例番号	担当	議論のポイント
1	(2015) 鲁 民三 终 字第84号	工藤	・二審判決書において、対象製品の"特殊性"や技術的特徴が直観的に表れていない事、販売対象が特定されていること、等によって、対象特許出願前の販売の事実に関わらず公衆の知る状態にないと判断された点について、"特殊性"が適用される製品はどのようなものか。
2	5W103211号特許無効審判	船木	・証拠を改変していないことの証明に関して、どの程度の 証拠を準備しておく必要があるのか。 ・本ケースは対商品の所有者の声明書及び証言が証拠とさ れたようだが、より簡単な証明方法等はあるのかどうか。
3	(2014) 穗中法知民初字第150号 (2014) 粤高法民三終字第1048号	本橋	 ・本件では、公証された第三者のウェブ記事について、サイト運営者の陳述等も補助的に証拠提出されている。自社のHPだと、ウェブ公証を行っても、証明力が下がる可能性あり。 ・業務上はウェブメールはあまり使われないが、メールソフトを通じて送受信されたメールについては、証明力が下がる可能性あり。
4	(2015) 蘇知民終字第84号	宓	・対象特許の無効審判時に本格的な無効資料調査はしていなかったのか。その理由は何か。・原告側はどうやって被告側と取引先との売買に関する証拠を入手したのか。もしその証拠を違法な手段で入手した場合、その証拠を採用できるか。

No.1の被告代理人(盈科(青岛)律师事务所)に11/4ヒアリング実施



No.	判例番号	担当	議論のポイント
5	(2014) 一中知行初字第451号 無効審判審決決定書 第21248号	船木	・意匠の公然実施の証明において、現物なしの発注書 および入金記録で販売実績があったとみなされた ケース。販売を証明する資料としてどのような資料 が妥当なのか?現物の販売記録なしで公然実施が認 められるのか?
6	最高人民法院(2007)行提字第3号	本橋	・企業標準が取引相手に知られ得る状態になったとしても、本件のような産業用機械では、特定の者に販売された状態にすぎず、「公衆」、すなわち、不特定の者に知られ得る状態になったとは言えず、公然実施は認められないと考えられる。 ・現在では、企業標準は企業の自己申告により公開されている。http://www.cpbz.gov.cn/index.do
7	(2014) 湘高法民三 终字第66号	岩田	・製品によっては出願前の製造販売だけでなく、公衆 に知られていた事実を立証しないと、現有技術の抗 弁が成立しない場合があり、注意が必要。 ・契約は当事者の捺印があるため、登記がなくても通 常は証拠能力が担保される。

上記判例3件については、当事者ヒアリング不要と判断71/20



No.	判例番号	担当	議論のポイント
8	(2014) 苏 知民 终 字第 95 号	工藤	・ <mark>被告側従業員の証言も証拠チェーンの一つとして認定</mark> しているが、 その他の証拠が十分に整っている前提であくまで補足的に認めら れたと考えられる。
9	(2012) 民申字第18号	竹田	・最高人民法院が一審の現場検証記録等を採用し、二審では証拠にならないとしていたものを認定した背景は何か。再審請求人の「証拠能力として疑義あり」との主張を却下した背景は何か・無効審判で指摘された奇偉社の石生林氏の証言の証拠能力が再審では取り上げられなかったのは何故か
10	(2011) 民申字第1490号	竹田	・銀涛社が提出した3つの証拠は、行政当局への申請書類などを証 <mark>拠能力ありと認めた</mark> が、どのような内容・程度のものであったか。 ・本件の後に、無効審判及び高級人民法院での再審(差し戻し)が 行なわれたが、その審理内容はどのようなものであったか。
11	(2014) 成民初字第232号 (2015) 川知民終字第26号	岩田	 一般的な技術譲渡では先使用は認められないが、元の企業と一体的に承継された場合には先使用が認められる。対象専利は明らかに王軍による冒認出願で結論ありきだったとは思われるが、「操作説明書」「検査測定報告」等の内部証拠の真実性はどのように担保したのか。 ・嘉順達公司が専利申請日前に熱収縮チューブを販売していたのに、何故 現有技術の抗弁をしなかったのか。

No.9の被告代理人:南京纵横知识产权代理有限公司を12/7訪問

IPG

テーマ	特殊な製品の先使用・公然実施抗弁に関する判例
判例名称	青島海特新材料船艇有限公司と初明玲の実用新型専利権侵害紛争案件
案件番号	(2015)鲁民三终字第84
原告/被告	上訴人(一審被告):青島金海諾交通装備有限公司(「金海諾公司」)被上訴人(一審原告):初明玲(中国)
裁判所	山東省高級人民法院
技術領域	圧縮空気乾燥器
判例概略	1.製品及び販売先の特殊性から対象特許の技術的特徴が確認出来ない場合、製品販売の事実のみを以て国内外公知の状態にあるとは言えない。 2.特許出願日前に対象特許と技術的特徴が同じ製品を製造、販売したことが証明できるため、その先使用権抗弁が成立する。
証拠に関する論点	・証拠が原本である。・対象製品のラベル表示の真実性について、公証時には本案争議に及んでいない為、比較的客観性がある。・発票と銀行領収書の真実性について、偽造の証拠が無い為、採用する。・交易帳簿の真実性について、原告から異議が無い。
証拠に関して追加ヒア リングが必要なポイント	(1)製品の「特殊性」によって公然実施が否定され得る事例 (2)原告の証拠保全申請に基づく証拠内容 (3)先使用抗弁にあたり整えた証拠

その他特記事項

73/20



iv.本判決の詳細



二審の争点・判決

1.現有技術に属するか

【提出した証拠】

1-a.太原亮箭公司が作成した他社の <YKG-1G型空気乾燥器使用保守説明書>原本

- ①証拠1-a/には"青島鉄信軌道交通装備を 公司2008年2月"とあるが、
- ・対象製品の特殊性
- ハウジングを覆うカバーがある事
- 技術的特徴が直観的に現れていない
- 販売対象が特定されている

為、本案専利の技術的特徴が販売によって社会 公開されず、国内外の公衆が知る状態にない。 この為、証拠の真実性に因らず、鉄信公司に よる販売の事実は技術公開を構成しない。 以上より現有技術の抗弁は成立しない。

2. 先使用権があるか

【提出した証拠】

2-a.太原亮箭公司が作成した証明原本

製品の「特殊性」により公然実施 が否定された。「特殊性」の条件 やその他判例等があるか? →ポイント(1)

時期と証拠2-3.及い文払い銀行の領収書と発票 により対象製品の販売時期が特定できる。

- ②証拠2-aと発票に基づき、金海諾公司が 太原亮箭公司に販売した製品が<YKG-1G型空気 乾燥器>と証明出来、<公証書>により対象製品が <YKG-1G型空気乾燥器>と見て取れる。
- ③証拠2-b.は、対象製品の技術的特徴を体現出来、 一審が証拠保全した製品説明書と完全一致する。 以上より、先使用権の抗弁が成立する。

【判決】

①一審判決の取り消し ②初明玲の訴訟請求取下げ



ii.事件の概要・経緯



2012.2.9

金海諾公司が太原亮箭軌道工程車両有限公司(以下「太原亮箭公司」)に <YKG-1G型空気乾燥器>を販売。

①初明玲が実用新型専利を出願。

(2)楊磊(海特公司の管理人員)が山東省版権局へ登記申請

·〈YKG型系列圧縮空気乾燥器使用保守説明書〉の文字作品

・〈YKG型系列圧縮空気乾燥器主要設計図〉の図形作品

上記作品が2003年5月1日に最初に発表されたと声明

2012.11.26

2012.3.5

初明玲が証拠保全の公証申請・実施

・中国北車太原軌道交通有限公司の車輛に搭載されている。金海諸公司が 製造した6台の空気乾燥器を撮影(一部は2011年製と見

2013.10.3

実用新型真利授権

原告の証拠保全申請に基づく証 拠内容はどのようなものだった か?

2013.10.25

海特公司が復審委員会に無効官告請求

→ポイント(2)

2014.4.12

一審法院が初明玲の証拠保全申請に基づく証拠保全を実施。

·2013年製の<YKG-1G型空気乾燥器>

2014.7.16

復審委員会が権利維持を決定



iv.本判決の詳細

二審の争点・判決

1.現有技術に属するか

【提出した証拠】

1-a太原亮箭公司が作成した他社の <YKG-1G型空気乾燥器使用保守説明書>原本

- ①証拠1-a/には"青島鉄信軌道交通装備有限 公司2008年2月"とあるが、
- 対象製品の特殊性
- ハウジングを覆うカバーがある事
- 技術的特徴が直観的に現れていない
- ・販売対象が特定されている為、本案専利の技術的特徴が販売によって社会公開されず、国内外の公衆が知る状態にない。この為、証拠の真実性に因らず、鉄信公司による販売の事実は技術公開を構成しない。

以上より現有技術の抗弁は成立しない。

2.先使用権があ

先使用抗弁にあたりどのよう な証拠を整えたか? →ポイント(3)

【提出した証拠】

2-a太原亮箭公司が作成した証明原本 2-b.太原亮箭公司が提供した<YKG-1(X)/G型 圧縮空気乾燥器使用保守説明書>原本 2-c.太原亮箭公司の工商検索印刷 2-d.金海諾公司と太原亮箭公司の取引記帳証拠

- ①<公証書>の対象製品ラベルに記載された出荷 時期と証拠2-a及び支払い銀行の領収書と発票 により対象製品の販売時期が特定できる。
- ②証拠2-aと発票に基づき、金海諾公司が 太原亮箭公司に販売した製品が<YKG-1G型空気 乾燥器>と証明出来、<公証書>により対象製品が <YKG-1G型空気乾燥器>と見て取れる。
- ③証拠2-b.は、対象製品の技術的特徴を体現出来、 一審が証拠保全した製品説明書と完全一致する。 以上より、先使用権の抗弁が成立する。

【判決】

①一審判決の取り消し ②初明玲の訴訟請求取下げ



(1) 製品の「特殊性」によって公然実施が否定される事例

→ 当該判断は適当ではない。用途が限定されても製品毎に判断基準が異なる事は適切でなく、実施の段階で確認し得る状態であれば公然実施は認められると思われる。本件は全体として勝訴した為、個別の判断についてはこれ以上争わなかった。

(2) 原告の証拠保全申請に基づく証拠内容

- →・原告が撮影した被疑侵害品の動画(製品ラベルに出願日前の日付)
 - ・裁判官を被疑侵害品がある会社へ赴かせて現物を確認させた。
- (3) 先使用抗弁にあたり整えた証拠
 - → ・購入者の領収書
 - ・購入者の帳簿
 - ・銀行の領収書
 - ・購入者証明付き取扱説明書(特許記載内容と一致)
 - ・申請日前の生産日記

原告ミスを突くべく、 第三者の証拠で補充

出願日前の販売 を立証



(1)全体のバランスを勘案し、勝つ確率の高い争点に注力する

→ 当WGとしても製品の「特殊性」によって公然実施が否定されることは妥当ではないと判断する。しかし、本件では全体のバランスを勘案し、公然実施に固執せずに、証拠能力の高い先使用抗弁に注力したことが勝因である。

(2) 一審段階での法院に対する証拠保全申請を検討する

→ 今回、一審で原告より法院に対する証拠保全申請が受理されている。一般的に法院への証拠保全申請は受理され難いと言われているが、一審且つ証拠の入手が困難な状況においては申請を検討する価値がある。但し、今回の原告のようなミスがないよう、入念な下調べが必要。

(3) 第三者の証拠を活用する

→ 本件勝訴の要因の一つは、製品の購入者や銀行など第三者の証拠 を用いて先使用を立証したことにあり、訴訟に際しては広く証拠 を収集する必要がある。



二審上訴人(勝訴側)の代理人、 盈科(青岛)律师事务所の 孙润波 弁護士らと共に





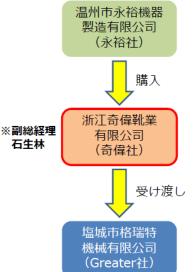
テーマ	従来技術の抗弁が成立した判例
判例名称	「塩城沢田機械有限公司」と「塩城市格瑞特機械有限公司」の実用新案権侵害紛争 再審審査
案件番号	(2012)民申字第18号 (一審:江苏省盐城市中级人民法院(2009)盐民三初字第0055号) (二審:江苏省高级人民法院(2009)苏民三终字第0260号)
原告/被告	再審請求人(一審原告、二審控訴人):塩城沢田機械有限公司(「沢田社」) 再審被請求人(一審被告、二審控訴人):塩城市格瑞特機械有限公司(「Greater社」)
裁判所	最高人民法院
技術領域	液圧スイングアーム切断機の直通式液圧制御装置
判例概略	再審請求人(沢田社)の再審請求を棄却する。 1.一審の現場検証記録等を採用、証拠として認定。出願日前に公開と認定、訴外奇偉社が保有していた「F45切断機」は、従来技術になる。 2.「被疑侵害製品の電磁弁の具体的構造が専利製品と一致し、従来技術とは一致しないので従来技術による抗弁は成立しない」旨の主張は支持しない。
証拠に関する論点	・訴外奇偉社が保有していた「F45切断機」とそれにまつわる証拠の能力。 (奇偉社作成の証言書面、奇偉社が発行した手書き領収書、奇偉社保有のF45切断機の銘板の表示 方式、裁判所の現場検証前にGreater社と接触していた奇偉社の担当者の証言、大元の製造会社とされる訴外永裕社がF45切断機を生産したことがないとの証言)
証拠に関して追加ヒアリ ングが必要なポイント	(1) 最高人民法院の証拠認定:一審・二審の現場検証の違いや、その検証記録の採用の背景 (2) 再審請求人の「従来技術の抗弁のための証拠に疑義あり」との主張が認められなかった理由 (3) 最初の無効審判で証人の証言の証拠能力が不十分であると指摘された点が、再審では取り上げられなかった理由
その他特記事項	被疑侵害技術案が専利技術案と完全同一であり、従来技術と差異があっても、従来技術による抗弁が成立する可能性ある。



|vi. 従来技術「F45型切断機」の取引・時間 9/15 ||PG



一審による現場検証・証言記録(2009年9月11日実施; 奇偉社 石生林氏)



2004年3月 少なくとも10台を試運転導入 2004年4月6日 購入(伝票を切った) …領収書原本、会計伝票、小切手の控えを提出

2009年5月 **証言書面** 「2004年4月永裕社より購 理行なっていない。Greate 一審、二審で現場検証や証 人へのインタビューが行わ れたが、これらは再審でど のように採用されたか? →ポイント(1)

vi. 従来技術「F45型切断機」(技術内容)10/15 IPG



二審による会話記録(2010年1月18日実施;沢田社)

- ■実用新型専利①
 - ・「電磁弁」と、F45型切断機の「電磁弁」との違い 専利①の技術に使用される電磁弁は特注。電磁弁の内部構造・出口に改良を 加えたことで、請求項にある「電磁弁の出口はロッド付きピストンの外端に直 接接続しを実現できるようになった。
- ※最高人民法院の聴取の際にも、「特殊な電磁弁である」ことを強調していた。
- ■実用新型専利②
 - ・被疑侵害製品と専利②は一致、専利②の技術案はF45型切断機の液圧シリン ダーと一致、と双方当事者で確認。
- ※被疑侵害製品と、従来技術F45型切断機との比較は明記されていない。



viii. 再審請求人の主な再審請求理由



- ■Greater社提出の、従来技術による抗弁に関する証拠は採用されるべきではない。
- (1) 奇偉社作成の証言書面には、改ざんされた形跡がある。
- (2) 奇偉社が発行した手書き領収書は、沢田社自らが調査・証拠。 の浙江省の領収書と明らかに異なる。領収書コピーには領収書番号 収書の原本を提示したこともない。領収書は偽造されたものである。
- (3) F45切断機の銘板の表示方法は慣用の表示方式と異なり、偽物の可
- (4) 奇偉社とGreater社は裁判所の現場検証前に接触をしている。同時 社は奇偉社の機械を二台購入しており、双方の間には利害関係がある の担当者は出廷せず証人尋問を受け入れていないため、その証言を事実認定の 根拠とすることはできない。
- (5) 永裕社に対し、F45切断機を生産したことがあるかを確認したところ、永裕 社はそれを否定した。
- ■被疑侵害製品は、実用新型専利①②の全ての技術的特徴を具備しており、沢田 社の専利製品と完全に同一である。そして、被疑侵害製品における電磁弁等の 多くの技術的特徴は、F45切断機とは異なる。よって、二審判決「従来技術に よる抗弁が成立する」との認定は、誤りである。
- ■国家知識産権局専利復審委員会は、第16612号、17212号の無効審判請求決定 で、実用新型専利①②の有効を維持すると決定しており、これは二審判決の事 実誤認を証明するものである。

二審判決を取り消し、一審判決を維持する決定を下すことを求める。 または、法に依り新たに判決を下すか、審理の差し戻しを求める。

再審請求人による証拠 に対する主張が受け入 れられなかったのはな ぜか?

→ポイント(2)



vii. 無効審判決定「維持」の理由



証人の身分について疑義があ

るとされたが、再審では考慮



⚠ Greater社は「二審判決」のみ証拠として提出。

16612号決定 (実用新型専利①制御装置)

- ■・二審民事裁定で証人 永裕社の石牛林の身分が訂正されたが、訂正後の石牛林は裁判所が 調査した永裕社とは無関係。
 - ・証拠1(二審判決)において、証人の出廷部分と証人の証言書 な瑕疵がある。合議体は証拠1に記載の当該証人に関する裁判所が はいずれも認可せず、考慮しない
 - されていないのはなぜか? ・請求項1には「電磁弁の出口はロッド付きピストンの外端に直接接 →ポイント(3) イルポンプとは四角フランジおよび連結管で接続され、四角フランジ 接続されている」と記載されており、上記の技術的特徴は電磁弁の接続気味にフィーに成っ 明瞭に記述、限定している。また、当然、その接続に関する特徴も表現しており、上記特 徴は専利権の保護範囲に属し、考慮されるべきものである。

請求人 Greater社が提出した証拠1が証明する事実は不明瞭であり、これを基に本専利 権の請求項の新規性と進歩性を評価することはできない。

17212号決定 (実用新型専利②液圧シリンダー)

■・請求人 Greater社は従来技術の直接的証拠をまだ提出していない。証拠1においても F45切断機の内蔵式調整可能液圧シリンダーの具体的構造及び各構成部分が、それぞれ請 求項1のどの技術的特徴に対応しているかを具体的に記載していない。このような基礎の 下では、当業者は、請求人が主張している従来技術(即ちF45切断機)を、本専利の請求 項1が保護請求する方案と比較することができない。

提出証拠が不明瞭で、新規性・進歩性を比較判断できない、と決定。



- (1) 最高人民法院の証拠認定:一審・二審の現場検証の違いや、その検証記録の採用の背景
 - → 一審の現場検証では証拠装置に関する技術的な検証が不十分だったが、 二審の現場検証では請求項との対比などを含めて検証が十分行なわれ、 かつ重要な証拠が得られた。
- (2) 再審請求人の「従来技術の抗弁のための証拠に疑義あり」との主張が認められなかった理由
 - → 一部の証拠に証拠能力が低いと指摘されうるものがあったが、全体としては証拠チェーンが完成していると認められたため。
- (3) 最初の無効審判で証人の証言の証拠能力が不十分であると指摘された点が、再審では取り上げられなかった理由
 - → 無効審判では二審までの証拠の提出を省略してしまったため、復審委員会は証言について検証できず証拠能力が不十分と指摘された。一方、再審では最高人民法院に二審までの証拠が十分に考慮されたため、証言に関する証拠能力は問題とならなかった。

(無効審判を再度請求し、最終的には無効になった)



(1) 法院に現場検証を要請し、これを活用すること。

- ○法院による現場検証が実現できれば、訴訟戦略上有効な武器となる。
 - ・裁判官は弁護士よりも権限の範囲が広く、証拠を封印したり、証人とアポ を取り直接会話したり、証拠開示を要求したりできる。
 - ・証拠装置が古くて公証証拠化できず、日付の確定ができない場合に、現場 検証で認められる場合もある。
 - ・裁判官・原告・被告が揃って現場検証を行い、その場で承認を取りながら 検証することで、裁判官の心証形成にも役立つ。

(2)「証拠チェーン」は、全てが完璧でなくてもあきらめないこと。

- ・証拠装置と会計記録などその他証拠との組み合わせの際、一部証拠が不明 瞭であっても、総合的判断で証拠チェーンとして認められることがある。
 - → 一旦証拠チェーンが完成すれば、例えば証拠装置の購入時の技術スペックの証明が不十分と反論されても、乗り切ることができる。

(3)無効審判の際には、裁判で用いた証拠を再提出すること。

- ・復審委員会は法院とは異なる組織であることを念頭に置き、裁判で提出したからといって無効審判で形式的な証拠しか提出しない(例えば判決文しか提出しない)と、期待する結果は得られない。
- ・審判官は法院での判断をそのまま受け入れるとは限らない。特に裁判官が 下した認定や判断は主観的と考え、審判官が認めない場合がある。



再審被請求人(勝訴側)の代理人、 南京纵横知识产权代理有限公司の 董建林弁護士(董事長)らと共に





- 一審段階で法院に対する証拠保全申請を検討する
- 第三者の証拠を活用する
- 法院に現場検証を要請し、これを活用する
- ■「証拠チェーン」は全てが完璧でなくてもあきら めない

弁護士ヒアリングは非常に有意義



来年度も継続検討する価値あり



以下、参考資料 (他の判例共有結果)



テーマ	甘良鵬と易好動との間の実用新案権無効紛争
判例名称	5W103211号特許無効審判
原告/被告 ※国名含	甘良鹏(被告)vs易好動(原告)
裁判所 ※地名含	中華人民共和国国家知識産権局復審委員会
技術領域	車のフロントパネルのパネルロック
判例概略	製品現状の公証書を提出し、公然実施を証明して無効化した。
証拠に関する論点	証拠を改変していないことに関しての証明
証拠に関して追加ヒアリングが 必要なポイント	改変していないことに関しての証明として、どこまで必要 なのか。
その他特記事項	



テーマ	先使用権の電子証拠による立証 一公証されたウェブ上の電子メールを主な証拠として、 先使用権の抗弁が認められた事例-
判例名称	(2014)粤高法民三終字第1048号
原告/被告	麦健雄(個人)vs郭丽坚(個人)
裁判所 ※地名含	広東省高級人民法院
技術領域	意匠
判例概略	電子証拠の証明力は、証拠の類型と事案の内容に基づき、総合的に判断し、一定知名度のある公衆電子メールボックスについては、改変されたとの証拠がない状況においては、電子メールの証拠力を認める。
証拠に関する論点	電子証拠によりどこまで過去の日付が立証できるか
証拠に関して追加ヒアリングが 必要なポイント	ウェブメールではなく、メーラーソフトで送受信されたメー ルの証拠力は、どの程度認められるか
その他特記事項	90/2



テーマ	特殊な製品の先使用・公然実施抗弁に関する判例
判例名称	徐州博和工程機械有限公司vs吳玲、孫峥との専利権侵害紛争案件
案件番号	(2015)蘇知民终字第84
原告/被告	原告: 吳玲、孫峥 被告: 徐州博和工程机械有限公司
裁判所	江蘇省高級人民法院
技術領域	石炭を篩い分ける技術
判例概略	1.被告側は自社製品が原告側の特許の保護範囲に入っていないと抗 弁したが、結局、裁判所の判断は侵害している 2.被告側は原告側の特許内容は申請する前にも実施していると主張し たが、結局原告側は販売先と秘密保持契約を結んでいるので、実施公 開だと認められなかった
証拠に関する論点	・原告側が提出した機密保持契約の真実性



テーマ	丛立新と中華人民共和国国家知識産権局専利复审委員会外観設計専利権 無効行政訴訟
判例名称	北京市第一中級人民法院一審(2014)一中知行初字第451号
原告/被告 ※国名含	国家知識産権局専利复审委員会(被告) 丛立新(原告) 厦门市吉讯工贸有限公司(第三人)
裁判所 ※地名含	北京市第一中级人民法院
技術領域	コップ
判例概略	 ・発注書に売方/買方の記載しかないにしても、原告企業が第三者企業に業製造加工を依頼したことは商業慣例上明らかである。 ・発注書のみで第三者企業に機密保持義務を課すことは不当であり、第三者に機密保持義務はなかったとすべきである。 ・この発注書及び金銭の複数回に分けた振込みの事実から、出願日前に製造販売/公然に知られうる状態になっていたといえる。原告の敗訴。
証拠に関する論点	販売を証明する資料の妥当性
証拠に関して追加ヒア リングが必要なポイント	·売買契約として認められる資料とは ·現物の販売実績なしでの販売証明は可能かどうか(意匠だけではなく、実新等でも対応可能かどうか)
その他特記事項	



テーマ	登録された企業標準と新規性 一企業標準の登録によっては新規性を失わないとされ た事例—
判例名称	(2007)行提字第3号
原告/被告	如皋市爱吉科纺织机械有限公司vs專利復審委員会
裁判所 ※地名含	最高人民法院
技術領域	実用新案(産業用機械)
判例概略	企業標準の登録によっては、標準にかかる技術が公開されたとはいえず、登録文書は公開文献には当たらない。 製品販売等の取引行為によっても、取引の相手方が秘密保持義務を負わないことを立証しない限り、企業標準にかかる技術が使用により公開されたとはいえない。
証拠に関する論点	_
証拠に関して追加ヒアリングが 必要なポイント	
その他特記事項	



テーマ	技術譲渡を伴う先使用抗弁に関する判例
判例夕称	「畚ま角」と「湖南山改制茶有限小司」の発用

刊別伯彻

「鐘志勇」と「湖南中啓製薬有限公司」の発明特許権侵害紛争事件控訴審

(2014)湘高法民三終字第66号(原審:(2012)長中民五初字第0142号) 案件番号

上訴人(一審原告):鐘志勇

原告/被告

被上訴人(一審被告):湖南中啓製薬有限公司(「中啓製薬公司」)

湖南省高級人民法院

技術領域

腫れ払拭チンキ剤およびその調製方法

1.中啓製薬公司が提供した証拠は専利申請日前において社会公衆に知られて いたことを有効に証明できていないため、現有技術の抗弁は成立しない。 判例概略

裁判所

2.湖南赫茲厂から中啓製薬公司への技術譲渡は専利申請前に発生し、また、専 利申請日前に販売を行っているため、中啓製薬公司の製品技術方案の出所 は合法的であるため、先使用権の抗弁は成立する。 ·「肿痛外擦酊试行标准「WS-5411(B-0411)-2002)」は製品の質量標準を

調べる手順及び公開範囲の有効な証拠が提供されていない。 ・交易会の広告は製品の技術方案を開示していない。 · 鐘氏(鐘志勇の父)から湖南赫药厂への技術譲渡、湖南赫药厂から中啓製薬

公司への技術譲渡は合法的になされている。 ・契約を証拠として提出する場合、どんな手続が必要か。

・専利申請日前の販売証明はどの証拠が効いたのか。

その他特記事項

証拠に関する論点

証拠に関して追加ヒア

リングが必要なポイント

出願前に製造販売しても公知の証明ができないと現有技術の抗弁は成立しない。



テーマ	先使用・公然実施抗弁に関する判例
判例名称	陆徐荣等诉肖美云侵害实用新型和外观设计专利权纠纷案
案件番号	(2014)苏知民终字第0095号
原告/被告	原告:陆徐荣(1審原告、再審申請人) 被告:肖美云(1審被告、再審被申請人)
裁判所	江蘇省南通市中級人民法院
技術領域	電解コンデンサ端子カバー
判例概略	1.現有技術使用の抗弁は成立する。 2.現有設計使用の抗弁は成立する。 3.公然実施の抗弁は成立する。
証拠に関する論点	・製造記録、发票、証言を含めた証拠チェーンの確保により公然実施を構成。
証拠に関して追加ヒア リングが必要なポイント	
その他特記事項	製造記録がデータ化されている場合、データの真実性をどう確保できるか。 従業員の証言の真実性をどう確保しているか。



テーマ	先使用権による抗弁が成立した判例
判例名称	「陝西漢王薬業有限公司」と「西安保賽医薬有限公司」の特許権侵害紛争 再審審査
案件番号	(2011)民申字第1490号 (一審:西安市中級人民法院 (2010)西民四初字第043号) (二審:陝西省高級人民法院 (2011)陝民三終字第00021号)
原告/被告	再審請求人(一審被告、二審控訴人):江西銀涛薬業有限公司(「銀涛社」) ※一審被告:西安保賽医薬有限公司(「保賽社」) 被請求人(一審原告、二審被控訴人):陝西漢王薬業有限公司(「漢王社」)
裁判所	最高人民法院
技術領域	降圧、降脂、眩暈止め、痛風緩和作用を有する漢方薬組成物、およびその製造方法並びにその用 途
判例概略	陝西省高級人民法院に再審を命ずる。再審期間中は、原判決の執行を停止する。 ・本件専利の出願日である2006年9月27日の前に、銀涛社は既に「強力眩暈止めカプセル」を生産 する技術文書と設備を完成させており、司法解釈に規定の「既に製造と使用の必要準備を終えて いる」条件に適合するため、「銀涛社は、本件専利の出願日の前に、本件専利を実施するための、 製造と使用の必要準備を終えていた」と認定すべきである。
証拠に関する論点	銀涛社が提出した3つの証拠の内容 ①2005年6月16日に江西省食品薬品監督管理局が銀涛社に発行した、「強力眩暈止めカプセル」 に関する薬品登録申請の受理通知書と、銀涛社が薬品登録を申請した際に提出した『「強力眩暈 止めカプセル」申告資料項目』の資料 ②江西省薬検所の『薬品登録検査報告表』及びその添付書類 ③『薬品生産許可証』及び『薬品GMP証書』
証拠に関して追加ヒアリン グが必要なポイント	再審の経過
その他特記事項	



似工的人(苗饭日),戏即次加丰石间为了然相切和有限五时(丰石五时)
四川省高級人民法院
円管式熱収縮チューブ
被告は専利申請日前に自ら独立した製造工程を形成し <u>先使用権を有する嘉順</u> <u>達公司から熱収縮チューブの生産技術を承継・実施</u> しており、専利申請後に市 場競争者が増加してないから、被告の <u>先使用権の抗弁は成立する</u> 。
・被告・嘉順達公司の工商局登記情報、社会保険資料、発票、宣伝、会社名称変更通知等による、 <u>被告-嘉順達公司間の承継関係の立証</u> ・嘉順達公司の「操作説明書」と「検査測定報告」による、 <u>嘉順達公司が専利申</u> 請日前に既に自ら独立した製造工程を形成していたことの立証
·各証拠の公証等、証拠能力を高める処置の有無 ·「操作説明書」と「検査測定報告」の記載内容
嘉順達公司が専利申請日前に熱収縮チューブを販売していたのに、何故 現有技術の抗弁をしなかったのか?

(原審:成都市中級人民法院(2014)成民初字第232号)

上訴人(一審原告):成都長江熱縮材料有限公司(長江公司)

技術承継を伴う先使用抗弁に関する判例

実用新型専利権侵害紛争事件控訴審

(2015)川知民終字第26号

判例名称

案件番号

原告/被告

「成都長江熱縮材料有限公司」VS「成都双流華茗高分子熱縮材料有限公司」

被上訴人(一審被告):成都双流華芗高分子執縮材料有限公司(華芝公司)

【研究成果】特定テーマ研究概要 5/5



化学に関する判例研究 三菱麗陽(上海)管理有限公司、鐘化企業管理(上海)有限公司、 旭硝子(中国)投資有限公司、太陽ホールディングス株式会社、 富士ゼロックス中国有限公司、日立化成(中国)投資有限公司、 東洋紡新鋭(上海)貿易有限公司、旭化成(中国)投資有限公司、 路源国際特許商標事務所 合計9社
他硝子(中国)投資有限公司、太陽ホールディングス株式会社、 富士ゼロックス中国有限公司、日立化成(中国)投資有限公司、 東洋紡新鋭(上海)貿易有限公司、旭化成(中国)投資有限公司、 啓源国際特許商標事務所 合計9社
は中ニーフに然たず、ル学に関わて判例の研究
持定テーマに絞らず、化学に関わる判例の研究
・化学に関わる判例収集→研究判例絞り込み(12件) ・各社持ち回りで判例研究・発表 ※当事者にヒアリングしたい深掘りポイント(判決文では不明な点など)も検討 ・ヒアリング対象判例の選定とヒアリング実施 ・ヒアリング結果を含む活動全般のまとめ報告書の作成
(2011) 民申字第1490号 ※先使用権の抗弁に言及した判例
勝訴側:広東·勝倫法律事務所 敗訴側:西安·大成法律事務所·西安分所
・今回、原告及び被告の双方のヒアリングが実現したことにより、訴訟の内容を多面的 に理解することができた。 ・判決文には記載されていない事情を把握することができた。 ・先使用権主張の要件における課題が明確になった。 ・双方のヒアリングにより、当初検討対象判決以後の最終判決結果を理解することが 出来た。
・ 2 ※ ヒヒー(一勝敗) 今 3 半

※研究の詳細は非公開とさせて頂きます